

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2014年 1月 30日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 064-0806

住所

札幌市中央区南6条西11丁目1284番地4
高砂サニーハイツ401

電話番号 011-522-9772

評価機関名 特定非営利活動法人
福祉サービス評価機構Kネット

認証番号 北海道 第12-003号

代表者氏名 理事長 吉村 信義



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	吉村 信義	総合	第0001号
	(2)	山崎 美智子	総合	第0150号
	(3)	深澤 雅子	福祉医療保健	第0010号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	愛和えるむ保育園			
設置者名称	社会福祉法人 愛和福祉会			
運営者(指定管理者)名称	社会福祉法人 愛和福祉会			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2012年 5月 28日	～	2014年 1月 30日	
利用者調査実施時期	2012年 7月 1日	～	2012年 9月 17日	
訪問調査日	2012年 9月 20日			
評価合議日	2013年 7月 23日			
評価結果報告日	2014年 1月 30日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉サービス評価機構Kネット

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：社会福祉法人 愛和福祉会

代表者氏名：理事長 小林 寛

所在地：〒065-0024 札幌市東区北24条東18丁目15番地

TEL 011-781-4858

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

別紙のとおり

◇改善を求められる点

別紙のとおり

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

このたびの2度目の第三者評価受審は、福祉施設としての責務を再認識する機会となり、課題を見出すこともできました。保護者からのアンケート内容等、全職員で共有し日々の保育に生かしていきたいと考えます。今後も質の高い保育を提供できる保育園であるよう課題に取り組み、研鑽を重ねていきます。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

◇ 特に評価の高い点

1) 理念、基本方針のもと一人ひとりの子どもを尊重したサービスの実践

愛和福祉会は 6 か所の保育園を運営しているが、その他、障がい者福祉施設、高齢者福祉施設を運営し長年の経験と実績がある。園長はじめ職員は法人の基本方針をもとに共通の理解をもちながら、園の特徴を活かしたサービスを実施している。一人ひとりの子どもを尊重し、「生きる力を育て、健康な身体と豊かな心」を育むことを目標にして、保育サービスの実践に取り組んでいる。

2) 利用希望者、保護者に対して保育内容の理解が得られるよう配慮

パンフレットで園の紹介をする他、「入園のしおり」には保育内容について詳細に具体的に説明して保護者の理解を得よう努めている。パソコンを積極的に活用し、ホームページには、園の概要、季節ごとの行事等をタイムリーに写真入りで紹介している。職員の自己評価は年 2 回実施、園の自己評価はホームページで公表している。園だより、園内掲示板で必要な連絡を行い、連絡帳では個々の状況の説明をし、個人懇談や親子参加行事で保護者との意思疎通を図り理解を得ている。

3) 利便性の良い施設環境

本園は JR 札幌駅の北口に位置し JR 駅、地下鉄駅と直結している。近隣には企業ビル、複合施設エルプラザ、コンビニ、商店、診療クリニックが立ち並び利便性に恵まれているのが特徴である。高層ビルの 3 階フロアを園として使用しているが、ビルの入口は小広場になっており混雑を避けて出入りすることができる。施設内は広く、採光、温度、湿度が快適に管理され外部からの騒音はない。保護者との相談室、職員の会議室も設置され、快適な保育生活環境が整備されている。

4) 保育実践と年 2 回の自己評価の試み

全職員が定期的に年 2 回、保育指針の骨子、子どもの発達、保育内容(養護・教育)、保育計画、健康安全、保護者支援職員の資質向上など、93 項目にわたる自己評価とその結果の気づきを記述する評価書を提出して、上司との協議相談を行い、業務の課題を明らかにして課題解決や業務執行の改善に活かしている。

◇ 改善を求められる点

1) 安全に対する継続的な配慮

都心部という園の立地条件から、外部保育は近隣の公園等の利用になり比較的、遠距離移動に繋がるのが考えられる。子ども一人ひとりの安全と健康管理については、これ迄どおり継続的に配慮することを望みたい。

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 24 年 8 月 30 日

事業者名 (法人名)	社会福祉法人 愛和福祉会		
事業所名 (施設名)	愛和えるむ保育園	種別	保育所
事業所所在地	〒 060-0808 札幌市北区北8条西3丁目32		
電 話	011-736-5243		
F A X	011-736-5709		
E-mail	aiwaerumu@aiwafukusikai.or.jp		
U R L	http://www.aiwafukusikai.or.jp		
施設長氏名	岡本純子		
調査対応ご担当者	今野愛美 (所属、職名：保育係長)		
利用定員	90 名	開設年	47 年 12 月 1 日
<p>理念・基本方針：保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場です。子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うために、心豊かに育つ環境づくりと、子どもの健全な発達を積極的に促すことを目指します。また、子どもの最善の利益を考慮して、子どもの保護者や地域の子育て支援を行います。</p> <p>基本方針：日々の生活の中でいろいろな体験を通して「生きる力」を育てます。・戸外に出て元気に遊び、健康なからだをつくります。一人一人の子どもの人権を尊重し「ともに生き、ともに認め合い、ともに育ち合う」環境づくりに努めます。・人と人との関わりの中で愛情と信頼感、人を思いやるやさしい心を育てます。</p>			
開所時間 (通所施設のみ)	7:00~20:00		

【本来事業に併設して行っている事業】

(例) 身体障害者施設における通所事業 (定員〇名)

・障がい児保育・延長保育・あそびの広場
法人は特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、知的障害者支援施設等を運営しております。

【利用者の状況に関する事項】（平成24年8月1日現在）

○年齢構成（成人施設の場合（老人福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6ヶ月未満	6ヶ月～1歳3ヶ月未満	1歳3ヶ月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
名	9名	16名	13名	24名	12名
5歳児	6歳児	合計			
20名	3名	97名			

○障害等の状況

・身体障害（障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚障害	名	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障害（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障害（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育園を除く)

	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(平成24年8月1日現在)

○職員配置の状況

	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員
常勤	19名	1名	名	名	名
非常勤	7名	名	名	名	名
	主任介護職員	介護職員	保育士	看護職	OT、PT、ST
常勤	名	名	17名	名	名
非常勤	名	名	3名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	名	名	1名	名	名
非常勤	名	名	3名	名	1名

※高齢者福祉サービスでは「指導員」を「(生活・支援)相談員」と読み替えてください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	17名 (3名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	㎡		
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	557.99㎡		
(2) 園庭面積	278.06㎡		
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。			
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和	47年	
(5) 改築年	平成	19年（移転）	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別（該当にチェック）	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制		
(2) 建物面積	㎡		
(3) 敷地面積	㎡		
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 23 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

24 人

・ボランティアの業務

日本古来から伝わる遊び（あやとり・お手玉・コマ回し・紙あそび等）をボランティアの指導により楽しく習得している

【実習生の受け入れ】

・平成 23 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 2 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

園内においては、苦情解決責任者・苦情受付担当者の設置を行い、提案箱を入りに設置している。また利用者が意見を言いやすい環境づくりに努めている。更に法人内にも苦情受付窓口を設置し、第三者委員を含め掲示や入園のしおり等にて利用者にお知らせしている。

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果 (保育所)

社会福祉法人 愛和福祉会

愛和えるむ保育園

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-1 (1)-① 理念が明文化されている。	a	児童福祉法、保育指針に準じて、法人の保育理念が明文化されパンフレットや入園のしおり、ホームページなどに記載されている。心ゆたかに育つ環境づくりと子どもの健全な発達を積極的に促すことなどを理念として明示している。
I-1-1 (1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	保育理念を具体化した基本理念として「生きていく基礎となる力」を育てる・「ともに生き、ともに認め合い、ともに育ち合う」など具体的に4点を明文化し、パンフレットや入園しおりに明記している。
I-1-1 (2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-1 (2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	定例週・月の職員会議、業務所掌の諸会議での計画・実施過程を踏まえて、理念や基本方針を確認して、周知徹底をはかっている。
I-1-1 (2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	入園時から就園の間、保護者とのクラス懇談会や個別懇談会、月例のたよりなど機会ごとに理念や基本方針に基づいた保育の実践を周知徹底するよう努めている。

I-2 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-2-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-1 (1)-① 中・長期計画が策定されている。	a	中長期計画は、財務・地域の保育ニーズに添った運営、人材の確保・養成、施設・設備等の計画を骨子に策定している。
I-2-1 (1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a	各年次の事業計画は中長期の計画に基づき、年次計画を具体化して策定し、事業計画書としている。
I-2-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-1 (2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a	園の事業計画は職員全員が役割に応じた組織を下に、年間の定例会議で各運営課題に応じた協議を行って、事業計画書を策定している。
I-2-1 (2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a	事業計画策定にあたっては、園の組織に属する全職員が参画して作成し、職員会議などで全体の合意と周知をはかっている。
I-2-1 (2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a	年間の基本的な保育の運営方針、定例会議、年間行事、保護者懇談会などを示すとともに、事業計画書を閲覧できるように掲出している。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
I-3-1 (1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-1 (1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	「管理規定」及び「組織図及び業務分担表」などで園長の役割と責任が規定されている。園長は園の組織的活動の円滑化を図るとともに、所掌の協議検討の結果を掌握して、その責任と役割を果たしている。
I-3-1 (1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	月1回、法人内の保育部会にて職員のコンプライアンスについて研修し、情報交換を行っている。園長として、研修内容を職員会議などで周知徹底するように取り組んでいる。
I-3-1 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-1 (2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a	園長はじめ係長、主任が指導の軸となり、編成された各部の保育組織の質的向上を目的に、意欲的で効果的な保育のための取り組みを指導している。
I-3-1 (2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a	財務・経理、人事・労務、施設・設備等の経営や業務には、園長を軸に地域・保護者の保育ニーズを踏まえ、組織的な所掌に応じて、質的な効果・効率を目指した運営に努めている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a	本園の置かれた地域環境とそのニーズ、保護者の意向・生活状況、交通の利便性等の環境を捉え、これらを保育所運営に活かしている。
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a	保育園の利用状況とその変化、利用者の生活実態等事業経営の動態的基礎を把握して、その課題の発見に努め、課題解決に組織的検討を重ねている。
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a	公認会計士事務所と財務・経理、業務一般について年間定期的に点検し、業務状況につき意見を述べる契約を結んでいる。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	中長期計画では組織力強化、人材の確保と育成、労働環境の改善等をあげている。年次計画で常勤職員を配置基準以上に配置し、非常勤職員を確保するなどのプランが確立している。
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	b	成績・情意・能力などを骨子とする人事考課の仕組みは実施していない。職員には年2回の保育業務全般の認識に関するアンケート調査を実施、自己評価を提出して園全体の資質向上の機会として分析し、園運営に活かしている。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	保育業務全般の認識に関するアンケート(自己評価)調査を行っている。休暇制度の実施状況等を把握し、有給休暇の消化率や時間外勤務に配慮するなどして、職員の就業意向の改善に資する仕組みが構築されている。
Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生事業や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a	全道的な福利厚生事業に参加し、日常の健康管理や有給休暇の取得の促進を図って職員の健康維持にあたるとともに、職員組合との定例協議で、改善の仕組みが検討されている。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	中長期計画では組織集団の組織力強化、人材の確保と育成等を計画している。年次計画では園内外の研修に参加するなど具体化して教育・研修を実施している。
Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	a	年間の保育課程に職員の社会的責務と資質向上等を挙げ、園組織の研修部が積極的自己研鑽を促すとともに、園内外での個別的な研修計画を基に、具体的な取り組みを行っている。
Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a	職員は年間2回の保育業務全般の自己評価を報告、自らの業務内容を点検・反省を行っている。職員会議などで、園全体としての課題を集約して個別研修を含む研修の評価見直しを行い、次の研修計画に反映している。
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生の受け入れ育成は年間事業計画書に明記し、受け入れマニュアルを基に園の組織的な取り組みとしている。

Ⅱ-3 安全管理

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a	園長の下に園の保健衛生部が救急時の安全体制を整え、定期的な組織・設備等の点検、事故防止等の訓練や緊急時の対応につき検討を重ねている。
Ⅱ-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保の取組を行っている。	a	災害想定訓練の実施、関係機関との情報交換、関係当事者の通報システムの点検、備蓄等の検討等を行い、組織的体制を整えている。

Ⅱ-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	b	利用者の安全に關した事例や、その要因分析と対応については検討を重ねつつも、継続的な取り組みについて、さらなる対応の検討が望まれる。
---	---	---

Ⅱ-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a	本園は札幌駅北口にあり、子どもは全市的な範囲に及ぶ。都心ではあるが北大キャンパス、道庁前庭、近隣公園等自然が豊かにあり、緑地に集う地域住民と融れ合う機会がある。子どもたちと地域住民との交流などで、地域とのかかわりを大切にしている。
Ⅱ-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a	近隣の中・高校のインターシップを受け入れ、子どもと融れ合ったり保育士などの仕事の職業体験をするなど、保育所の機能を還元している。隣接する市民活動機関エルプラザで、保育所の行事として環境を守る事業に参加し、環境問題を学ぶ機会がある。
Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a	平成23年度は、23人の伝承遊びボランティアを受け入れている。ボランティア受け入れマニュアルを整備し、事業計画に明文化して、組織的な対応の取り組みをしている。
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a	保健センター、児童相談所、消防署、警察署等の他、近隣公園等の活用など関係社会資源をリスト化して、園の組織的な活動とすることができるよう周知を図っている。
Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	b	関係機関との連携にあつてはその都度、関係の維持にあたっているが、定時・定期的な連絡協議の場を設ける状態にない。必要に応じ、小学校との連携と定期協議会など、今後の検討が望まれる。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a	本園の地域特性に応じたニーズは、都心に通勤する保護者の利用を中心に把握し、これに応える保育内容の多様化に努めている。また、この地域に保育所や子育て支援機能が存在することを知らせるとともに、福祉ニーズの把握に努めている。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a	都心部の高層ビルにある本園は、設備する保育環境条件に園庭利用に季節的な特殊性がある。その制限条件を積極的に生かし、都心部でありながら交通の便の良さで、気軽に参加できる園開放や遊びの広場で子育て支援を行っている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	法人の保育理念や基本方針に基づき、地域の実態や保護者の意向を配慮し、子ども一人ひとりを尊重した保育計画を作成している。職員には職員研修や会議等で周知を図ると共に、保護者にも共通の理解をもてるよう懇談会等において説明している。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a	法人としての「個人情報保護マニュアル」を作成し、職員会議等で周知徹底を図っている。保育上必要な個人情報については、保護者とその使用に関わる同意書を交わしている。施設面ではトイレには外から見えないよう設計した仕切りを付け、連絡帳やお便りも個別に保管するなど、プライバシー保護に細かな配慮をしている。
Ⅲ-1-(2) 利用者の満足の向上に務めている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a	日頃から利用者が話しやすい雰囲気作りを努めている。年2回の定期的な個人懇談会や、親子参加行事、保護者アンケートの実施等で積極的に意向を聴取する機会を設けている。その意見や意向をもとに、都度会議で検討し、改善に努めている。
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a	個人懇談会、親子参加行事、提案箱の設置、連絡帳の交換等で保護者の意見を聴取している。日頃から、日常的な声掛けや話しやすい雰囲気を大切にしている。相談室を設け、保護者が意見や相談を述べやすい環境を整備し、保護者には園便り等の文書に何時でも伝えて欲しい旨を掲載している。

Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a	苦情解決責任者、苦情受付担当者、複数の第三者委員を配備している。「入園のしおり」やホームページで苦情解決システムの周知を図ると共に内容や解決結果について必要に応じ、「園だより」や園内掲示板で報告している。
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a	保護者の意向や要望に応じて会議で検討し、速やかに対処するよう努めている。法人の苦情解決規定に沿った取り組みがなされている。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	職員会議、保育・乳幼児会議等の役割と機能に応じて、定期的にサービス内容を評価する体制が構築され機能している。第三者評価実施と共に年2回職員の自己評価と年1回、園の自己評価を実施している。
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a	各会議での評価結果の分析結果や課題を適切に文書化し、全職員が共覧することにより課題の共有化が図られ、改善計画の策定に繋がっている。ホームページに園の自己評価を掲載している。
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a	園における個々の標準的な実施方法である「保育業務マニュアル」がある。マニュアルには乳児・年齢別・異年齢の集団に応じて、個々の保育目標や内容が適切に、かつ具体的に記載されており、職員はこれを必携し日々の業務に取り組んでいる。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	標準的な実施方法の見直しは、定期的な第三者評価結果や自己評価を通して行われる。また、懇談会や日常の保護者との情報交換での意見や要望も取り入れ保育の質の向上に努めている。
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a	子ども一人ひとりの保育目標、発達状況、身体状況、日常生活状況の記録や出席簿、児童票、事務日誌などの記録が適切に行われている。記録の内容や書き方に差が生じないように、保育主任が指導している。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	記録管理は、法人の個人情報保護規定に沿って実施している。保管、取扱いについて職員は充分配慮し、守秘義務の遵守徹底に努めている。
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	ケース会議を週に1度行い、子どもの発達状況や保育目標、保育状況について話し合い、課題・対応は文書化し供覧するなど職員間の情報の共有化に努めている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a	パンフレットに保育所の理念や内容を記載し、配布している。見学希望者を受け入れ説明を行い、ホームページでは保育方針、保育内容、施設環境、行事など詳細な情報提供をしている。
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a	「入園のしおり」に保育方針やサービス内容、1日の流れ、料金、健康管理、連絡方法、苦情解決システムなどを記載し、配布・説明している。利用開始にあたっては利用者から同意書を受け取っている。
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	卒園や事業所の変更、家庭への移行にあたっては保護者に充分説明しているが、書面では行っていない。今後「保育の継続性」の視点からプライバシー保護も考慮し、引き継ぎ文書の内容、方法等検討することを期待したい。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a	規定の様式に従いアセスメントを実施している。子どもの発達、生活状況を統一した様式によって把握、記録しており、定期的、計画的な見直しを実施している。身体的なことについては医療職の協力を得ている。

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a	子ども一人ひとりの指導計画の策定については、保育課程に基づき、利用者の状態、意向も踏まえて保育会議、乳幼児会議で合議し、管理責任者の同意を得て成立するシステムが構築されている。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	指導計画の評価や見直しは、定期的に保育・乳幼児会議、職員会議等でなされている。また、その結果は速やかに関係職員に周知されるよう手順も整備されている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

	添削者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	保育課程は保育指針、法人の理念の趣旨をとらえ編成している。基本方針である子どもの最善の利益を考慮して、子どもの保護者や都心部である地域の実情、家庭の状況も考慮されている。また子どもの背景や発達過程をふまえて編成している。全職員で定期的に評価し、毎年度末には法人内の保育園部会で十分協議し、見直し改善をしている。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	日常の状態の観察を行う等、保健的な配慮をしている。個人別の担当制にし、連絡ノートや口頭で家庭との連絡を密にし、一人ひとりの生活リズムや発達に合わせた援助をしている。離乳食やSIDSに関する必要な知識は、全職員に周知され、睡眠時の呼吸など個々の状態を考慮し、健康状態を定期的に確認している。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	基本的な生活習慣の形成と自我の育ちを見守り、1歳児のトイレトレーニングで個人のオムツの糊を下段に設け、自分で取り出せるよう自発的な活動を促している。保育士との関わりの中で、安心して過ごしながら探索活動が十分行われ、好きな遊びや全身を使う様々な遊びを取り入れる工夫や配慮をしている。
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	主に異年齢保育を通し、子どもの発達、興味、関心に合わせ、自由に選択出来る遊びの時間や、空間が確保されている。子どもが自由に素材や玩具などを自分で取り出し、遊べるように工夫され、自発的活動や、友だちと協同して活動が出来るような働きかけをしている。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	b	個人記録から保育要録につなげ、保育所児童保育要録を作成し、進学する小学校へ送付している。就学前に必要なことについては、連絡している。都心部という地域性から、市内の10校へそれぞれ進学となるが、学校行事への参加や小学生との交流などと共に、小学校との情報交換や連携を必要に応じて行うことを期待する。
1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。	a	採光や換気、保湿、保温などの環境保健に配慮している。寝具はクリーニングや布団乾燥を毎年で実施している。用務員が設備の管理や清掃をし、清潔に保たれている。保育室はオープンスペースになっており、仕切った空間に絵本、ままごと、パズル、積み木コーナーなどが配置されている。子どもたちが安心した環境の中で、自由に遊びに取り組みめるように配慮している。
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	一人ひとりの子どもに合わせ、丁寧な関わり、自らやろうとする気持ちを育むような保育に努めている。大学のキャンパスなど近隣に自然の豊かな場所があり、外遊びが保障されている。専門家による様々な遊具や運動用具を使った体育遊びを楽しむことが出来るように環境が工夫されている。
A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	a	異年齢保育を通し、異年齢の関わりは常にあり、友だちと協同して活動できるような働きかけをしている。コーナー保育を中心として、子どもの発達、興味、関心に合わせ、自由に選択出来る遊びの時間や空間が確保されている。お当番活動等、社会的ルールを身に付けていけるよう配慮している。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわかるような人的・物的環境が整備されている。	a	近くにある北海道大学キャンパスや道庁の庭等、戸外遊びを通じ、身近に木の実や虫などに接する機会をつくっている。児童会館で地域の子どもと共に遊んだり、隣接するエルプラザ(市環境センター)で、環境問題など社会と関わる機会を取り入れている。都心部にあり、バス、地下鉄などの公共機関を利用して、社会見学を行っている。

<p>A-1-1(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>絵本の読み聞かせや、絵本コーナーで自由に好きな絵本を見ることが出来る。毎日の戸外遊びでは、数ヶ所から子どもが自分で選んだ場所に出かけ遊ぶことができる。地域のボランティアによるあやとり、わらべ歌、コマ回しなどの伝承遊びや、専門家による体育遊び、外国人講師による英語遊びなど、子どもが楽しく学べる環境に配慮している。</p>
<p>1-(3) 職員の資質向上</p>		
<p>A-1-1(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの成長・発達過程をおさえた記録と自らの保育実践を振り返り、法人内の保育園部会で作成した「保育士のための自己評価チェックリスト」で年2回自己評価を行っている。自己点検や自己評価をもとに、保育会議でのグループ討議や、クラス会議などで互いに学びあい、園内研修などで改善に向けて検討し、共通理解を図っている。</p>

A-2 子どもの生活と発達

<p>2-(1) 生活と発達の連続性</p>		
<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>入園時、児童票と面接で子どもの育ち、家庭環境について情報を得ている。都心部の地域性で延長保育希望者が多く、子ども一人ひとりの家庭環境や生活リズムを把握し、日常的に保護者との情報交換を行い、子どもの理解を深めている。職員間の共通認識のもと、子ども一人ひとりに合わせた援助や要求に対して、その都度気持ちを受け止め、対応している。</p>
<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>障がいのある子どもや発達に心配のある子どもの特性に配慮した遊びや、全体の保育計画を作成し、全職員に周知し会議で検討したり、専門研修を受けている。発達に心配のある子どもに対し、保護者と相談の上、市の巡回指導を受けるなど、保護者や専門機関との連携を密に行い、子どもにとって、より良い保育ができるように努めている。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>延長保育は、事務室横の専用保育室で、遊具やじゅうたん敷きで、リラックスして遊べるように配慮している。長時間保育を受ける子どもの状況に応じ、おやつ、夕食が用意され、献立表に食事内容が明記されている。その日の出来事は午後の打ち合わせで職員間で把握、視察表に記載し、保護者には口頭で伝えている。</p>
<p>2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場</p>		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>保育業務マニュアルや保健計画を作成している。伝染病のお知らせや、保護者との情報交換で、一人ひとりの状況を常に把握している。特に対応に配慮が必要な場合は、職員間での情報を共有しながら、降園時に細かく保護者に伝えている。体調のすぐれない子どもには保護者に確認し、静養する場所が用意されている。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>ランチルームで2～5歳児が一緒に食事をしている。子どもたち自身で配膳や後片付けなどを、手際よく協力し行っている。食育計画を作成し、食育の観点からも、野菜の栽培や収穫した野菜を調理し、保育に取り入れながら食べる楽しさを知らせている。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>札幌市給食統一献立表により、調理している。調理員がランチルームで子どもの食事の盛り付けの様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。保育士と調理員との連携が十分取られ、給食会議や日々の中で、子どもの喫食状況に合わせた献立や、調理を工夫する意見交換をしている。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>健診は年2回行い、健診結果は職員間で共有し、保護者に個別に報告している。健診後は囃託医とカンファレンスを行い、保育に反映している。歯科検診で歯科医と連携し、保護者への報告と虫歯予防に関する情報も伝えている。2～5歳児は食後にブクブクうがい、月1回のフッ素塗布を行っている。</p>
<p>2-(3) 健康及び安全の実施体制</p>		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>除去食に関しては、医師による検査結果表及び意見書を提出、専門医の指示を受け、個別に対応している。保護者から十分な聞き取りを行い、代替食を提供、誤食がないように配膳時には、個別のトレイにネームプレートを付け、口頭で確認している。アレルギー疾患等についての知識や誤食防止の為、全職員で対応策を話し合い、共通理解に努めている。</p>

<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>保健衛生部が中心となり、調理場、水回り等は衛生管理マニュアルに沿って、衛生管理が継続的に行われている。食中毒発生時対応マニュアルを整備し、研修を実施している。用務員がトイレや水回りを清掃し、洗剤や消毒薬の管理を行っている。</p>
--	----------	--

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
<p>3-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p>	<p>a</p>	<p>食育計画を作成している。献立表や好評なレシピを配布している。その日の献立のサンプルや食材料を掲示し、年齢別の摂取量を保護者に伝えている。給食便りで伝統的な季節の行事食や、発育期のある子どもの食事の重要性を伝えている。食器は陶器、ランチルームでのテーブルとイスの高さなどは年齢に合わせてなど、食事を取り巻く環境の大切さも伝えている。</p>
<p>A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>連絡帳、ボードなどに記載すると共に、送迎時に日常的な情報交換を行い、保護者との信頼関係を築いている。個別面談の他、必要に応じて子育て相談に対応している。面談の内容は、懇談記録や個別計画、園日誌に記載し、関係職員に周知している。</p>
<p>A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。</p>	<p>a</p>	<p>クラス懇談会は年2回設け、年度初めは保護者へ保育の意図やお知らせを伝え、相互理解の場の話し合いの場になっている。2回目は保育参加で、親子クッキング行事やわらべうた、折り紙の製作などを計画的に取り入れ、子どもの様子や保育の共通理解を図っている。</p>
<p>A-2-(1)-④虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>虐待防止・対応マニュアルを整備し、職員研修を実施している。保育の中での視診、子どもや家庭の不適切な養育状況を把握して、園全体で情報を共有し、虐待の未然の防止や早期発見に努めている。情報は速やかに園長に届く体制となっており、行政や関係機関との連携も整備されている。</p>